

JAみな穂

2024

サマーキャンペーン

定期貯金

ニューマネー
限定!



©よりぞう

取扱期間

令和6年
7月8日(月)～
8月30日(金)

預入期間

1年

窓口

からのお預入れ

0.075 (税引前)
%

ATM・JAネットバンク

からのお預入れ

0.10 (税引前)
%

※お客様ご自身で登録・申し込みできる方

★預入金額★

一口あたり50万円以上500万円まで

★対象者★

個人の方

★対象資金★

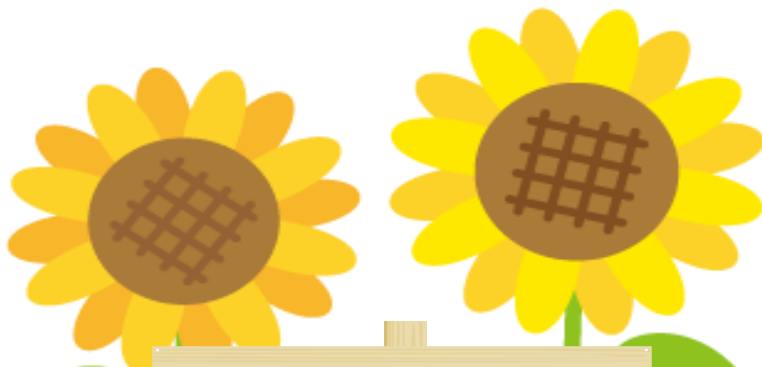
現金、他金融機関からの振込・預入された資金、振込された共済資金(満期・解約金等)、当JAへの給与振込者のボーナス資金

※当JAの定期貯金を解約して、お預け替えされた資金は対象となりません。

★預入方法★

通帳式

※定期貯金口座未開設の総合口座のみ、ATM・JAネットバンクにて新規口座開設ができます。
(JAネットバンク開設の反映は2日後となります。)



JAネットバンク
新規お申込はこちらから

JA ネットバンク



※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は、復興特別所得税を含む20.315%(国税15.315%、地方税5%)が課税されます。

※自動継続扱いの場合、継続後の利率は継続日におけるスーパー定期(単利)の店舗表示金利とします。

※中途解約をされた場合、JA所定の中途解約利率が適用されます。

※金利情勢の変化により金利を変更する場合がございます。

令和6年7月8日現在

JAみな穂ホームページ

詳しくは最寄りの支店窓口までお問合せ下さい。

中央支店 ☎72-1138 西部支店 ☎72-1160
南部支店 ☎78-1166 あさひ支店 ☎83-1111



JA みな穂 2024 サマーキャンペーン定期貯金【JA ネットバンク操作方法】

◆定期貯金（預入）事前準備

- ・JA ネットバンク登録済み（登録しておられない方は先に登録をお願いします）。
- ・総合口座通帳（定期貯金口座未開設の場合は、先に新規口座開設の操作が必要となります。反映は2日後）または、定期貯金通帳（お持ちでない場合は、窓口で口座開設が必要となります）。

①『JA ネットバンク』と検索 <https://www.jabank.jp>



②オンラインマニュアル WEB 版 or PDF 版どちらかを選ぶ



③サービスのご利用方法

- 定期貯金
 - ・新規口座の開設
 - ・定期貯金口座のご利用（預入）



JA みな穂 2024 サマーキャンペーン定期貯金【ATM 操作方法】

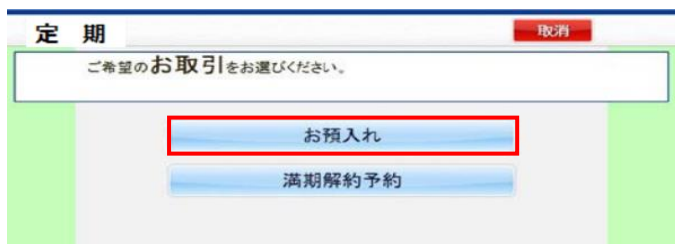
◆事前準備

- ・総合口座通帳または定期貯金通帳（定期貯金通帳をお持ちでない場合は、窓口で口座開設が必要となります）。
- ・キャッシュカード（現金でのお取引の場合は不要です）。

①定期ボタンを押下してください。



②お預入れボタンを押下してください。



③総合口座の定期貯金のページを開いて ATM に挿入してください。



④お預入れ方法を選択してください。

- ・**現金**でお預入れの場合(※)、現金ボタンを押下し、現金を投入（1回につき100枚までの紙幣）してください。

※1口の上限は100万となります。

- ・**普通貯金**から振替の場合、キャッシュカードボタンを押下し、キャッシュカードを挿入してください。



⑤内容をお確かめのうえ、確認ボタンを押下してください。



商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

(令和6年7月8日現在)

商 品 名	・ 2024 サマーキャンペーン定期貯金
ご利用いただける方	・ 個人の方
取 扱	・ 当該店舗・個人 I B・A T M
販売期間	・ 令和6年7月8日～令和6年8月30日
期 間	・ 定型方式 ・ 1 年 ・ 定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 （1） 預入方法 （2） 預入金額 （3） 預入単位	・ 一括預入（ニューマネーに限る） ・ 通帳式 ・ 一口 50 万円以上、上限は 500 万円まで(期間内であれば何口でもできます。) ・ 1 円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。 ・ I B 中途解約可
利 息 （1） 適用金利 （2） 利払頻度 （3） 計算方法 （4） 税 金 （5） 金利情報の入手方法	・ 窓口預入時の店頭表示金利+0.05%（税引前）、個人 I B 預入時の店頭表示金利+0.075%（税引前）、A T M 預入時の店頭表示金利+0.075%（税引前）を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。
手 数 料	－
付加できる特約事項	・ 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・ 個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・ 個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J A バンク アプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1） 約定した預入期間が 1 か月以上 1 年未満の場合 ① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率×30% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融共済部(電話：0765-72-1190)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：076-421-4811）
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A みな穂